

さすらいのライダー・石原ひろのりがお教えします！

## アメリカでの運転と注意点

hiro.ishihara@aegism.com 310/793-1309 Ext. 237



### 運転免許・Driver License

- アメリカに着任後、しばらくの期間は国際免許での運転が可能です。
- 国際免許は日本の免許証を翻訳したものにすぎないので、必ず日本の免許も携帯しましょう。
- 車両の購入・保険の加入は国際免許で問題無く出来ませんが、州の免許証の取得が義務付けられているので遅滞無く取得してください(運転者全員)。
  - カリフォルニア州陸運局 DMV では 10 日以内に州の免許を取得するよう規定しています。
  - 1 年後の保険更新時に州の免許証を取得していないと、保険が更新されないので注意してください。
- 車を運転する際は、免許証 **Driver License** (日本又は州)、車両登録証 **Registration**、保険の証明 **Insurance ID Card** を携行する義務があります。警察官が停車指示をした際には、必ず上記 3 つの書類の提示を求められると思ってください。(免許証以外は、通常車両のグローブ・ボックスに積み置いたままにします。)

### 車両購入と保険加入・Securing Your Vehicle and Insurance

- 新規購入した車にそのまま乗って帰るには、事前に保険の設定が必要です。(1 台目の車両の場合)
- 購入する車が決定したら、できるだけ早めに私に連絡をして、保険料見積を確認しましょう。
  - 保険見積額に影響する 17 桁の車両番号 VIN が判らない場合は概算となります。
- 保険の見積金額に問題がなければ、保険を発効させ、保険 ID カードを手に入れましょう。
- 保険 ID カードを自動車ディーラーに見せると、購入した車をそのまま運転して帰ることができますよ。

### 保険料の支払・Insurance Premium Payment

- 通常、保険を発効させた後に送られてくる申込書に署名をし、私まで返送してください。
- 2~3 週間ほどで保険証券と保険料請求書が届きます。早速保険料を支払ってください。
  - 保険会社によっては、申込・発効の時点で一定額の前金 **Deposit** が必要な場合があります。
- 可能な支払い方法は保険会社によって異なります。
  - チェックのみ、クレジットカード、銀行引き落とし等があります。
- 保険料の支払いが遅れると、**保険契約がキャンセルになるので注意**が必要です。
  - 支払い期日から解約まで 15 日程度の猶予期間がありますが、その間に解約事前通知が発行されとても煩わしいです。

## 交通違反・Traffic Violation

- カリフォルニアでは、車両運行中の違反切符 Moving Violation は 3 年間州陸運局 DMV の運転記録 MVR に記載され、保険料に影響を与えます。つまり保険料は高くなるのです。
- 飲酒 DUI・酒気帯び運転 Reckless Driving や競争など悪質な違反等は 10 年間の MVR に記載されます。
- 一般的な軽違反の場合、所定の罰金を支払った後に民間の公認トラフィック・スクールに行くチャンスがあります。
  - 所定の受講を完了すると、記録から違反事実が抹消され保険料は上がりません。
  - 但し、1 年半に一度限り受講可能なので注意が必要です。
- 当該警察官の処理に異議申立がある場合は、指定の日時に指定された裁判所に出頭してください。
  - 異議申立が認められると違反は撤回されますが、認められないとトラフィック・スクールに行くチャンスは無くなります。

## 交通事故・Traffic Accident

- どのような事故であっても、「I'm Sorry」などこちらの過失を認めるような発言はしないでください。
- なるべく事故地の所轄警察を呼び、ポリス・レポートを作成してもらうようにしましょう。
  - 怪我人がいない場合は、警察も来ないことが多いことを覚えておきましょう。
  - 怪我人がいればすぐに 911 で救急車を呼ぶ。これは当然です。
- 所轄警察官が来なかった場合、相手の情報をなるべく詳しく集めましょう。
- 事故処理用紙が手許にある場合は、それに書き込んでください。
- 私に連絡し、所定の事故報告を完了してください。
  - 人身事故の場合、または総額で \$750 以上の物的損害が出た場合は、DMV に州法定事故報告書 **SR-1** を提出することになります。
- 事故でこちらに 51% 以上の過失があったとみなされる事故は、違反と同様に 3 年間 MVR に記載され保険料に影響する可能性があります。

## その他の注意点・Other Useful Tips

- ① レンタカー
  - 個人の休暇等で商業レンタカーを借りる場合、現在持っている個人保険の内容がそのままレンタカーにも適応されるので、レンタカー会社で保険を購入する必要は無いと考えて良いでしょう。
  - ただし、自分が所有する車の車体をカバーする車両保険が無い場合は、レンタカー会社で車両保険を購入するのが望ましいということになります。
  - 自分の保険 ID カードのコピーは必ず携帯しましょう。万一の時には役に立ちます。
  - 業務出張など仕事に関わるレンタカーの使用は個人保険ではカバーしないので、企業保険を扱っているブローカーに確認してください。
- ② 車の貸し借り
  - 日本と法制度が異なるので、米国で同居の家族以外には「車を貸さない・運転させない」が基本です。
    - 同居の家族以外の方が運転して事故を起こした場合、保険会社によっては保険証券記載の運転者以外は免責されていたり、対人・対物補償額が法定最低額まで低く制限される場合もあるので、どうしても必要な場合は事前に私に確認してください。
  - 大事故で訴訟になった場合は、運転者だけでなく車の所有者も訴訟に巻き込まれるので「同居家族以外の人には貸さない」が大原則！

③ アメリカ以外での運転

- カナダ全域では、アメリカの自動車保険が有効です。
  - ただし、カナダ専用の保険IDカード Canadian Liability ID Cardが必要となるので、事前に私に連絡してください。
- メキシコではアメリカの保険は無効です。
  - 旅行など短期の場合はメキシコの国境で購入可。長期の場合は別途私にご相談ください。

注意： 本稿記載の情報は、保険ならびに弊社業務に関わる問題の概要を一般적으로紹介・ご案内するだけの目的によって作成されており、本稿に含まれる法律に関する記述は、いかなる意味でも法律上の専門的説明を意図するものではありません。法律上のご相談ならびに解釈は、貴社顧問弁護士にご照会いただくようお願いいたします。

本稿の内容については、作成・訂正時点で可能な限り最新かつ正確な情報を盛り込むよう努力いたしましたが、お読みになる現時点での情報の正確度と整合性については、弊社は一切の責任を負いませんのでその旨ご了承ください。また、特段に明記されていない限り、本稿の著作権ならびに著作権は弊社に帰属いたしますので、無断転載ならびに弊社の利害と利益に反する一切の使用を厳禁いたします。



**AEGIS RISK MANAGEMENT INSURANCE SERVICES, INC.**

3424 CARSON STREET, SUITE 300, TORRANCE, CA 90503 U.S.A.

PHONE (310)793-1309 FAX (310)793-1314 E-MAIL [myhoken@aegisrm.com](mailto:myhoken@aegisrm.com)

<http://www.aegisrm.com>

California Department of Insurance License No. 0735928